

委員会運営方法について

1 付議事件

大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。

(参考：過去の特別委員会における調査・研究テーマ)

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 【令和4年度】 | 特別自治市制度の立法化に向けたプロセスについて |
| 【令和3年度】 | 特別自治市実現に向けたプロセスの調査・研究について |
| 【令和2年度】 | 社会経済情勢の変化に対応する特別自治市のあり方について |
| 【令和元年度】 | 2040年ごろの課題を見据えた大都市行財政制度のあり方について |
| 【平成30年度】 | 特別自治市の実現に向けた持続可能な大都市経営のあり方について |

2 市会運営委員会（平成24年5月8日開催）での特別委員会運営方法に関する決定事項

- ・付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行う。
- ・委員会報告書は、付議事件に対する結論や一定の方向性を得たとき又は議員任期が満了するときに議長に提出するものとする。

3 今年度の調査・研究テーマ（案）

「特別市の法制化に向けた機運醸成について」